**個別避難計画作成事業についての重要事項説明書**

R612・重要事項説明

**本人氏名**

**□　この個別避難計画作成事業（以下，「本事業」という。）は，避難行動要支援者（介護度が高い等，災害時の避難に支援が必要なかた）を対象として柏市が行うものです。柏市は，この取り組みの一部を福祉関係の事業所等に委託して行っています。**

**□　本事業では，災害（大地震・水害等）に備え，命を守るため，災害が発生または発生しそうだと予想される際に避難する計画（※）を作ります。**

**（※）個別避難計画，以下「計画」という。**

**□　この計画は，ご本人又はそのご家族等の了解の下で，必要に応じて任意で作成するもので，必ず作成しなければならないというものではありません。**

**□　この計画の作成は，ご本人又はそのご家族等が，災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか，ということについて，ご本人又はそのご家族等が自ら確認し，ご本人の避難のあり方や日頃から準備しておく事柄等を考えるための機会となります。ぜひ前向きにご検討ください。**

**□　作成者は，計画作成に必要な情報等を提供し，ご本人又はそのご家族等と面談や話し合いを介して，ご本人又はそのご家族等の意向を踏まえた計画を作成します（作成者が計画の作成のお手伝いをします）。**

**□　計画の内容は，ご本人又はそのご家族等の状況の変化や，ご本人又はそのご家族等からの意向や申出によって，随時変更することができます。**

**□　計画における避難支援者となる方は，ご本人のご親族をはじめ，友人，民間事業者，地域の方々などの中から，夜間などの支援が受けにくい時間帯についても考慮し，実際に支援できそうな方をお考えください。**

**□　地域の支援者に依頼したい場合は，ご本人又はそのご家族等から，支援者の方へ直接依頼し，事前に了承を得てください。**

**□　地域の方々による災害時等の声掛けや，避難の支援は，地域の方々の助け合い，支え合いの精神に基づくもので，法的な義務や責任を負うものではありません。そのため，地域の方々からの支援が得られない場合もありますので，予めご了解ください。**

**□　災害時等に，ご本人又はそのご家族等のもとに公的な支援が提供されるまでには，相当の時間がかかります。市の職員や消防職員などは，すぐにはご自宅に駆けつけることができないことを，予めご理解ください。**

**□　実際に，災害等が起きそうだ，又は災害等が起きた，という時には，この計画に従って，ご本人又はそのご家族等の判断で避難を開始してください。**

**□　計画は，ご本人又はそのご家族等，柏市，作成者の三者が保管します。柏市及び作成者は，計画に記載された個人情報等が他に漏れることのないように厳重に管理します。**

**□　災害時は，ご本人の生命を保護するために，避難支援に必要な限度で，支援関係者に柏市から個別避難計画等の提供を行う場合があります。**

**□　この計画を作成するにあたって，ご本人又はそのご家族等の費用負担はありません。**

|  |
| --- |
| **私（作成者）は，上記の内容を説明しました。**  **年　　月　　日　　　　　　　作成者（自署）** |